

国民年金のお知らせ

ご不明な点や手続きについて、詳しくは市役所または釧路年金事務所にお問い合わせください。



問合せ先

免除等

市役所医療年金課年金係
(☎31-4532)

年金の相談に関する一般的なお問い合わせ

日本年金機構 ねんきん加入者ダイヤル
(☎0570-05-1165)

申請書の郵送等

日本年金機構 釧路年金事務所国民年金課
(☎25-1521) ※音声案内が2回流れます。2回とも「2」を選択してください。

2026(令和8)年10月1日(木)から

国民年金保険料の 育児免除制度が始まります

実子、養子を育てている方は、育児のための免除制度を利用できます。

制度内容

子を養育する国民年金第1号被保険者（自営業者・農業者・アルバイト・無職など）について、その子が1歳になるまでの期間に係る保険料が免除となります。

子を育てている方（父母・養父母）は、届出することで、所得に関係なく保険料の納付が免除されます。

また、納付が免除された期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

対象となる方

2026(令和8)年10月1日(木)以降、1歳になるまでの子を養育する国民年金第1号被保険者の実父母・養父母が対象です。

子を養育する要件として以下のすべてを満たしている必要があります。

1. 子と身分（親子）関係が継続していること
2. 子と同一住所であること

※特別養子縁組の監護期間にある子および養子縁組里親に委託している要保護児童も該当します。

国民年金保険料が免除される期間

実母の場合

産前産後免除期間を有する実母の場合は、産前産後免除期間に引き続く9カ月間（産前産後免除期間と合わせて最大13カ月間）、国民年金保険料が免除されます。ただし、2026(令和8)年10月1日(木)以降に限ります。

実父・養父母の場合

子を養育することとなった日の属する月から、1歳になる誕生日の前月までの最大12カ月間、国民年金保険料が免除されます。ただし、2026(令和8)年10月1日(木)以降に限ります。

免除期間イメージ図

免除期間イメージ図							
出産日					1歳の誕生日の前月（12月分）まで		
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	12月
母親	産前産後免除期間 出産予定月または出産月の前月から4カ月間				育児免除期間		
父親 (養父母)	育児免除期間						

制度施行(2026(令和8)年10月)より 前から子を養育しており、制度施行時点で 1歳未満の場合(届出が必要です)

実母の場合

産前産後免除期間に引き続く9カ月間のうち、2026(令和8)年10月1日(木)以降の月分の国民年金保険料が免除されます。

例：子の出産日が2026(令和8)年1月1日の場合、2026(令和8)年10月から2026(令和8)年12月までの3カ月間が育児免除期間に該当します。

実父・養父母の場合

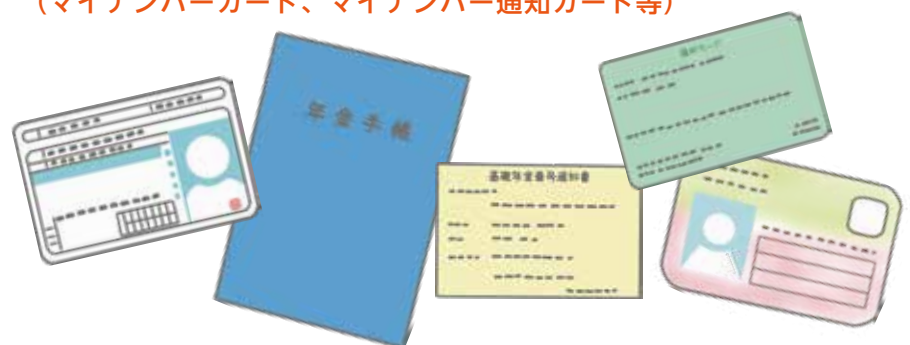
2026(令和8)年10月1日(木)以降、子が1歳になる誕生日の前月までの期間が育児免除に該当します。

例：子の出産日が2026(令和8)年1月1日の場合、2026(令和8)年10月から2026(令和8)年12月までの3カ月間が育児免除に該当します。



届出に必要なもの

- ◆本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ◆基礎年金番号が分かるもの（基礎年金番号通知書や年金手帳など）
- ◆子のマイナンバー確認書類（マイナンバーカード、マイナンバー通知カード等）



手続き先

住民票のある市区町村役場または年金事務所

※郵送での届出も可能です。届出書の送付をご希望の場合は、お問い合わせください。

※マイナポータルから電子申請も可能です。

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

マイナポータル(電子申請)はこちら

☎<https://myna.go.jp>



制度や手続きの詳細はこちら

日本年金機構特設ページ

☎<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ikujimenjo.html>

